３　法第四十二条第一項第一号に掲げる者から同号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「受託調査票情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

［一　略］

二　法人等（独立行政法人等を除く。）　次に掲げる措置

［イ　略］

ロ　人的管理措置

(1)　受託調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i)　法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　略

(2)　略

［ハ～ホ　略］

［三　略］

４　法第四十二条第一項第二号に掲げる者から同号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「受託匿名データ」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に定める措置とする。

［一　略］

３　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(i)　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　略

(2)　略

［ハ～ホ　略］

［三　略］

４　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(i)　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)・(iii)　同上

(2)　同上

［ハ・ニ　同上］

［三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号。次項において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の統計法施行規則第十一条、第十九条、第二十七条、第三十五条、第四十一条及び第四十二条の規定の適用については、整備法附則第二条の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）又はこれらの法律に基づく命令の規定（整備法附則第七十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者は、整備法第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

○法務省令第十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十五日

法務大臣　古川　禎久